

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事

小沢 段男君

理事

齋藤 邦吉君

理事

竹内 黎一君

理事

河野 正君

理事

伊藤 正義君

理事

大橋 武夫君

理事

熊谷 義雄君

理事

坂村 吉正君

理事

橋本龍 太郎君

理事

松山子恵子君

理事

淡谷 悠藏君

理事

滝井 義高君

理事

八木 一男君

理事

谷口善太郎君

出席政府委員

労働大臣

小平 久雄君

出席國務大臣

防衛施設廳長官 小幡 久男君

防衛施設廳事務官 江藤 淳雄君

防衛施設廳労務部長 林野 庄官 田中 重五君

労働事務官 辻 英雄君

大臣官房長官 村上 茂利君

労働基準監督官 和田 元治君

労働事務官 小村 康一君

労働基準監督官 (職業訓練局長) 有馬 勝美君

労働基準監督官 (通商産業事務官 三課長) 和田 勝美君

委員外の出席者

(通商産業事務官 市場第3課長) 小村 康一君

運輸事務官
(船員局厚生課) 星野 雄君

専門員 安中 忠雄君

鑑定員 警君

本日の会議に付した案件
雇用対策法案(内閣提出第一三六号)

田中委員長 これより会議を開きます。

○田中委員長 内閣提出の雇用対策法案を議題とし、審査を進めます。

○淡谷委員 質疑の申し出がありますので、これを許します。

○淡谷委員 労働大臣、この前に一般労働政策で

ちやつと触れましたが、韓国における保税加工の

状態について、きょうは通産省からもおいでを

願つておりますので、労働省の雇用需給関係に大きな影響を持つものと私は思いますが、これから

通産省から事情をお聞きいたします。大臣にはひ

とつ特に注意して聞いていただきたいと思うのであります。

○淡谷委員 通産省はどうなが見えておりますか。

○田中委員長 市場第三課長が見えております。

○淡谷委員 それじゃ、通産省のほうにお伺いしま

すが、韓国で新しく保税加工を行なうというこ

とがしばしば伝えられておりますが、從来この内

容は明らかにされておりません。しかも、いま

で例を見なかつた試みでございますので、その内

容について詳しく御説明を願いたいと思います。

○小村説明員 ただいま保税加工に関する御質問

でござりますが、これは從来から行なわれてお

ますが、まだ最近になりまして非常に伸びが著し

い形態の貿易でございます。
簡単に御説明申し上げますと、韓国で、いろいろな原料をほかの国から入れまして、これに加工

をいたしまして、また輸出をする、こういうことでございますが、実態といたしましては、ほとんど大部分の原料を日本から入れまして、そしてこれを日本及びその他の国に出しておられます。それ

が、韓国側で出しておられます統計によらますと、そういう形態に基づいて出した輸出が千九百万ドルで、ちょっと数字を申し上げますと、昨年の実績となつております。これに要する原材料といたしましては千二百万ドル程度を海外から輸入しております。

わけでございますが、そのうちの大半、千百五十万ドル見当と記憶しておりますが、これを日本から入れております。それで、これをつくり出します千九百万ドルの輸出の行き先でございま

すけれども、これはアメリカを中心といたしまして、東南アジアの諸国、西欧諸国、それから日本となつております。実は日本に返ってまいりまし

た部分は、統計によりますと約百三十万ドルになつております。したがいまして日本から見ました場合には、原料としては非常に出ておりますが

製品として返ってきておる部分は比較的少ない

が現在のところの実態でございます。それで、先

方では、もう少し日本にたくさん輸入してほしい

ということをいろいろ要求をしておりますが、こ

れにつきましては、目下のところ実績もだんだん

ふえてくるよう現状でございますから、もう少しこのままの様子で見ていいたい、簡単に申し上げますとそういうことで考えております。

○淡谷委員 従来もこういうケースで行なわれた

例があるというのですが、韓国以外にはどこと

いうやり方をしておりましたか。

○小村説明員 従来もこういう形態の貿易につきましては、大体どこの国でも実は多かれ少なかれこの種

の貿易をやっておるわけでございます。つまり、外國から原料を入れまして、それでこれを製

り、外國から原料を入れまして、それでこれを製

り、外國へ出させる、そういう方法と二つ

日本におきましてはほかの国から原料を入れた場合に、保稅地域で加工いたしましてこれを外に出す場合と、それからもう一つ、戻税——戻税と申しておりますが、それによりまして一度保稅地域でない部分に実際に物を入れまして、あとで関税を返して外に出させる、そういう方法と二つ

○淡谷委員 もう少し質問の要旨を詳しく申し上げますと、日本へ入ってくる原料じゃなく、日本から出でいく原料で保稅の形で加工するというようなケースが韓国以外にあつたのかどうかという問題です。

○小村説明員 ちょっと御質問の意味が私よくわからないのであります。日本から原料を出す場合には、これにつきましては日本では輸出税はかけておりませんので、日本の税の関係は出てこないと存じますが、ちょっと私御質問の意味が……。○淡谷委員 これははつきりしているでしよう。もちろん関税は向こうでかけますよ。どこの国でも原料を入れても一応は関税を取るでしょう。それを保稅加工という以上は、韓国の場合はいまあなたがおつしやつたとおり関税を取らない、猶予している、そういうようなケースの取引はほかにあつたかどうかという問題です。

○小村説明員 こういったケースの貿易は台湾でも行なわれておるわけであります。○淡谷委員 台湾と香港だけですか。あとはありますか。

○小村説明員 これは主として向こうの外側の制度でございますが、ほかの国でも大体におきまして、先ほど日本の例について申し上げましたのが、保稅地域の制度及び戻税の制度があるのが普通でございますが、一々の国につきましては私資料を持ち合わせておりません。

○淡谷委員 それじゃ韓国に限つてお聞きしますが、現在ここに出ております日本からの原料輸出一千九百万ドル、この内容はおわかりでありますか。

○小村説明員 この内容につきまして手元に、ごく大ざっぱなものでござりますが、織維品が千九百万ドルのうち七百万ドルとなつております。それから雑貨が七十万ドル、機械類が八十万ドルとあります。

○淡谷委員 大体織維が多いというふうにとられ

ます。しかし、この場合、向こうで原料を輸入して向こうの労働者を使うわけなんですが、この保稅の場合はどういう段階で関税が取られますか。免稅する場合は、これにつきましては日本では輸出税はかけておりません。保稅するというのは、原料が向こうへ行った場合に向こうが関税をかけない、関税をかけるまではそこに保つておくといふ意味だらうと私は思う。そうしますと、これに対応して加工した場合に關稅を取るのか、販売した場合に關稅を取るのか、どちらでございますか。

○小村説明員 ただいまの御質問でございますが、先方におきましては保稅加工用の原料といった場合があります。その分につきましては関稅が初めからかけられません。それで、それを加工してしまして、政府から許可をもらつて原料を入れる場合があります。その分につきましては関稅が初めからかけられません。それで、それを加工してちゃんと出たかどうかは先方の政府がチェックいたしますして、その確かであることが——通常の場合は保稅地域にあるものでございますから、その地域から出でていないということを確認すれば、その材料がまた加工されて輸出されるということです。

○淡谷委員 これは実際、免稅なんですね。保稅という名前の免稅なんです。

○小村説明員 そのとおりでございます。

○淡谷委員 関稅なしで日本の原料が向こうへ出でている。千七百万ドルの多くの織維原料が入つていて。これに対して向こうで使います労働者の賃金は、通産省おわかりになりますか。

○小村説明員 この点につきましてははたして非常に信頼できるものかどうかわからないのでございますが、いろいろな資料によつて調べましたところ、大体先方の賃金は、円に直して申し上げます。すが、大体普通は日給で百五十円程度、それから熟練工で三百円程度、このような数字が出ておりますが、これはおそらく一、二年前の数字でございますし、少しずつインフレが進行しておりますので、この数字より現在多少は高くなつておるかと存じます。

○淡谷委員 労働大臣、いまお聞きのとおり、か

なり大量の織維原料その他のものが韓国に出でおります。しかも関稅を免除されたままで出でています。これは本来日本で加工する場合には相当の労働力を吸収し得ると思うのでございまる場合はかないません。保稅するというのは、原料が向こうへ行った場合に向こうが関稅をかけない、関稅をかけるまではそこに保つておくといふ意味だらうと私は思う。そうしますと、これに対応して加工した場合に關稅を取るのか、販売した場合に關稅を取るのか、どちらでございますか。

○小村説明員 ただいまの御質問でございますが、大体出ておりますのは合纏、それから綿、そ

ういったものでございまして、綿につきましては

御存じのとおり、ほとんど全部外国から来ている

わけであります。ただこれを糸によつたり、ある

いはこれを糸にいたしましたら、そういう段階

で出しているわけでございます。それから合纏に

つきましては、もちろん原料としてはいろいろ石

油その他があるかと存じますが、これをやはり同

じく糸にしまして、あるいはきれにいたしました

その状態で韓国に出でいるわけでございます。

○淡谷委員 大臣、やはり本来ならば日本で原料

を輸入する、それを日本で加工して加工品として

売り出すのが普通の形なんですが、輸入した原料

を原料のままでさらに輸出をして、そこで一日百

五十円もしくは三百円というような労働力を使つて加工しておる。千九百万ドルの輸出のうち原料

は千二百万ドルとしますと七百万ドルが大体加工の上で輸出される。これから労働力の需給と

非常にあると思うでありますが、こういう点について労働省はいままで触れたことがござりますが、無制限にこれを許すならば、私は非常に日本の織維産業に影響を来たすだらうと思うのです。大臣の御見解を聞きたい。

○小平國務大臣 この問題は日本側からいえば私は一般的の輸出とも言い得る、かようと思うのですがございましたが、この点は先ほどの通産省から御説明もありましたように、綿花を日本が輸入してそのまま綿花の形で韓国に輸出するというよ

うなことは、私もそこは詳細存じませんが、例があつてもおそらくだらうと思います。綿糸にわざりのとおり織維であるとか雑貨であるとか、世界の分業という立場から見れば、いわゆる後進国といふことは、このごろ使わぬのだぞうですが、開発途上にある国ですか、そういう国としてやはりそういう方法も選ばなければならぬでございましょうしするから、世界における分業といふことばはこのごろ使わぬのだぞうです。

世界の分業といふことはやはりそういう立場からすれば、私はこれはある程度の

理解をもつて見てやる必要があるのではなかろうかと思います。しかし、そうかといつてこういう姿における日本の貿易といふものが非常に大きくなり、日本における加工といふことが非常に少くなる。したがつて日本における労働力需要が非常に少なくなり、非常な影響を与える。こういうようないふなことにでもなりますならば、これは日本からいえ、先ほど申しましたとおり純然たる輸出ですから、この輸出に管理令といったような法律もあるようあります。しかし、日本における加工といふもののが日本の労働事情に非常な悪影響を与えるというような事態が考えられますならば、ということ、これは可能のようにも承知いたしております。ですから、韓国における保税加工としておられます。ですから、韓国における加工といふものが日本の労働事情に非常な悪影響があるという事態が考えられますならば、これは労働省としても当然通産省と連絡をとつてこの種の輸出を規制をしてもらおうとか、そういうこととももちろん考へなければならぬ、かように考えておりますが、現在のところでは私はその段階まではまだ至つておらないのじやなかろうか、かように考えておるわけです。

○淡谷委員 きょうはひとつ小平大臣に国際的な

観点から日本の労働問題を考えいただきたいの

ですが、今度の雇用対策法にもいつてあるとお

り、適切な自由な職場を求めるとなれば、労働

市場においてはやはり需要が多いことを前提とす

る。幾ら自由に適切な職業を与えようと思いまし

ても、需要がなければこれは与えられない。いま

の韓国の保税加工の問題でも、織維加工とそれか

ら雑貨、機械なんですね。日本の最も得意とする

業種だらうと思う。また、從来労働需要なども非

常に多かった職場だらうと思うのであります。通

産省は、一体輸出する場合に、原料として輸出す

のが本来のたてまえであるのか、日本に非常に

多い——このことは不足になつたといつておりま

すけれども、原料さえそれない日本ですから、労

働力といふものをそれにつけて加えまして、でき上

がった品物を輸出したほうが日本の通産業の上

から見て得なのか、一体通産省の基本的な考えは

どうなんですか。

○小村説明員 ただいまの御質問でございます

が、実は韓国でいまやつておりますものは、織維

を中心といたしまして雑貨等でございますが、こ

れは日本から出でております品物に比べまして、ま

だ質はずつと落ちているというのが現状でござい

ます。したがいまして、アメリカあるいは西欧等に

輸出されましても、いわば一番安い店で売られる

ものでございまして、日本のものとはもちろん競

合は全然ないと申上げませんが、かなり競合

度の薄い品物でございます。そういう意味で、韓

国そのういた輸出品が競合するのは、むしろ香

港あるいは台湾、それから中共等の輸出品でござ

りますが、これらとむしろ競合する面が強いよう

に承知しております。

○淡谷委員 さつき労働大臣からちょっと疑問が

出ましたが、織維の原料といふものは、どの程度

まで加工して出しておるのでですか、綿花でなく、

あるいは糸その他に加工して出でるのかどう

か。

○小村説明員 ただいまの点でございますが、こ

ちらから出でておりますのは、糸の段階で出るも

の、それからきの段階で出るもの、その程度で

ござります。

○淡谷委員 そこで労働大臣、もう一つお伺いし

たいのは、韓國に原料が輸出されるといふのは、

非常に低賃金を前提としている。これは国会にあ

らためてILLOの問題が出てきましょうけれど

も、ILLOの条約を結ぶのは、世界的に労働者の賃

金を一つのレベルに押さえようというのが目的だと

私は思う。その場合に、低賃金を前提として、す

ぐ隣の韓国でこの種の産業がどんどん栄えていく

という形は、これは同情には値するかもしませ

んが、韓國の労働者としては、低賃金に押さえられ

るといった関係で出てくると思うんですが、最近

における韓国の賃金状態についてのお調べはござ

いましようか。

○小平國務大臣 労働省で調べたのもあるはずで

ござりますので、事務当局から説明申し上げま

す。

○有馬政府委員 韓国銀行の統計月報によります

と、三十九年が、工業で平均賃金五千七百三十ウ

オン、製造業が三千九百九十九ウォン、四十年の一

月が、工業で六千三百七十ウォン、製造業で四千

五百ウォン、一ウォンが一円四十一銭だったと思

いますので、製造業の場合大体七千四、五百円に

なるかと思います。

○小平國務大臣 ちょっと質問の趣旨が何です

が、韓国労働事情からすれば、日本からどうい

う形にせよ韓国の工業のいわば原材料を入れると

金です。通産省はこの原料輸出に対し、いまの

ところ、どの程度で押えるかといった長期

の見通しが立っているのですか。

○小村説明員 ただいまのところ、こちらから出

ます。したがいまして、アメリカあるいは西欧等に

輸出されましても、いわば一番安い店で売られる

ものでございまして、日本のものとはもちろん競

合は全然ないと申上げませんが、かなり競合

度の薄い品物でございます。そういう意味で、韓

国そのういた輸出品が競合するのは、むしろ香

港あるいは台湾、それから中共等の輸出品でござ

りますが、これらとむしろ競合する面が強いよう

に承知しております。

○淡谷委員 さつき労働大臣から御質問と反対

のようないふな結論で恐縮ですが、どうも私は常識的に

決なり、あるいは積極的に賃金の改善なり、むし

ろプラスの面に作用する点が多いはずだ、かよう

に考えるのですが、ちょっと先生の御質問と反対

のようないふな結論で恐縮ですが、どうも私は常識的に

うことは許されないと思いますが、いかがでござりますか。

○小平國務大臣 いまのお尋ねは、日本の経営者が韓国人をこちらで安い賃金で使うことは許されない、こういう御趣旨と思いますが、そのことはもう確かに御指摘のとおりでございまして、人種の差別等によって労働条件を異にするというようなことはILOでもしてはいかぬ、こういうことになつておりますし、日本の基準法なりあるいは職業安定法なり等においても、大体同じ趣旨のことがうたつてあるわけですから、韓国人を入れたからといって、特に劣悪な労働条件のものに日本国内において使うということはできない、かように私ども考へております。

○渋谷委員 通産省にもう一ぺんお聞きしたいのですが、韓国に対して、おもなるプラント輸出の実態はどうなつておりますか。

○小村説明員 申しわけないのでござりますけれども、きょうちよと手元にプラント輸出の数字を持ってまいりませんので、あとでお届け申し上げます。

○渋谷委員 これは通産省のほうにもお願ひしておきますが、きのう私の部屋に来て第三課長でいいかといふお話しでありましたから、十分答え得るならばよろしいと、いうことを言つておいたのでありますが、やはり高度な問題ですからあなたでは答えられないんですね。きょうは別に無理をして大臣に来いとは申しませんけれども、労働大臣、これは非常に大きな問題だと私思ふのです。現在日本の国内で安い労働者を使って日本の労働者の賃金を圧迫し、また国際競争に低賃金をもつて対抗しようということは許されない。ところが日本と韓国の間には日韓条約を通じて特殊な状態が展開されているわけです。プラント輸出もあります。資本供与もあります。だから労働者が韓国から日本に国内に出かせざが許されないとするならば、日本の資本が名目はどうあらうと韓国へ出かせざして、そこで韓国の安い労働者を雇つて出かせざ先で産業を行なつた場合は一体どうなりますか。私

は日韓との間に行なわれておりますこの産業形態は、ややどころではない、資本の出かせざ的形態が漸次加わっているということを大体考へる。

○小平國務大臣 これはもっぱら日本側から申せば資本の取引という関係になるだろうと思います。お説のように日本の資本が韓国へ出ていて、あちらで事業をやつてあちらの人を使ってやる、こういう事態だと思うのですが、それが非常に大規模に行なわれるということになれば、それだけ日本の国内における労働力に対する需要というものは減る、理屈的にはもちろんそういうことになると私は思います。したがつて、それが日本の労働市場にいい影響を与えるとは当然考へられません。そこで、そういう問題にどう対処するかという問題ですが、この点につきまして、資本の日本から日本へ流出については、韓国なら韓国の場合にこれを歓迎するという立場をとるかあるいはチエックするという立場をとるか、また日本の立場からいたしましても自由に資本の流出というものを認めるかどうか、これにも一定の規制の措置もあると思ひますから、そういうことによつて日本の労働市場に非常な悪影響があるということになります。

今度はひとつ運輸省のほうにお聞きしたいのですが、問題になりました例のLSTの問題です。LSTの職員なり労働者なりの雇用の形は一体どういう手続をとるか、ひとつお話し願いたいと思います。

○星野説明員 LSTに雇用されている船員は現在千二百九十七名でございます。これらの雇用条件、労働条件というものがどう扱われておるかと、実際日本の工場かアメリカの工場かわからぬといったような工場もできておるわけなんです。これがかつてのようないまの日本の低賃金にねらいをつけたものであれば、これは日本として非常に大きな問題になる。韓国の場合も、産業発展という形から見れば、あるいは日本の原料を韓国の低賃金労働者の労働力を加えて輸出することはプラスかも

しません。広い意味で見ますと、これはまた韓国の労働問題にとって新しい一つの難点を生ずるおそれがあつたと思ひます。これは

きょうは通産大臣でもお見えになりましらこの点を確かめてみるのですが、これは一体日本の雇用状況にどういう影響を及ぼすでしょうか。

○小平國務大臣 これはもっぱら日本側から申せば資本の取引という関係になるだろうと思います。お説のように日本の資本が韓国へ出ていて、あちらで事業をやつてあちらの人を使ってやる、そういう事態だと思うのですが、それが非常に大規模に行なわれるということになれば、それだけ日本の国内における労働力に対する需要というものは減る、理屈的にはもちろんそういうことになると私は思います。したがつて、それが日本の労働市場にいい影響を与えるとは当然考へられません。そこで、そういう問題にどう対処するかという問題ですが、この点につきまして、資本の日本から日本へ流出については、韓国なら韓国の場合にこれを歓迎するという立場をとるかあるいはチエックするという立場をとるか、また日本の立場からいたしましても自由に資本の流出というものを認めるかどうか、これにも一定の規制の措置もあると思ひますから、そういうことによつて日本の労働市場に非常な悪影響があるということになります。

今度はひとつ運輸省のほうにお聞きしたいのですが、問題になりました例のLSTの問題です。LSTの職員なり労働者なりの雇用の形は一体どういう手続をとるか、ひとつお話し願いたいと思います。

○星野説明員 LSTに乗り組んでおります船員につきましては、日本のいわゆる労働基準法でございます船員法、船員に関する基準法でございまが、これの適用はございません。したがいまして、これらの雇用条件についての監督権限はございません。これは直接米軍と日本人との間で雇用契約が結ばれて、そして行つておるわけでござります。

○渋谷委員 労働大臣、これも千二、三百人のうちらしいです。多くなりますと、日本人が同じ職場を求めるながら、一方においては日本の国内法、基準法の保護を受ける、一方はこれとは全然関係なしにアメリカの法律のもとにあつて労働をする、こういうふうな同じ国民でありながら二つの労働者の形が出てくるのですが、これはこの前いろいろお聞きしました基地内の労働者は、こ

か。

○渋谷委員 いや、いいです。

労働大臣、このLST関係の雇用はMSTSと日本の海員組合との間で協議されておるようですが、これに対して労働省は何らかタッチしておりますが、あるいはタッチすべきでもないというふうにお考へか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○村上(茂)政府委員 御承知のように、船員につきましては、国内法の適用関係につきましては、労働基準法ではなくて船員法の適用を受けておるわけでございます。その関係をもちまして、法的には労働省といつしましては直接関係ないという状態にござります。ただ、労働者一般の問題といつしまして、法的には変わりはありませんけれども、深甚なる関心を払つておるということは申し上げることができます。

(委員長退席 竹内委員長代理着席)

○渋谷委員 運輸省のほうではこのLSTの乗り組み員に対する労働基準監督の面あるいはさまざまなものトラブルが起つた場合の対策について、運輸省自体がやはり責任を持つて万事取りつけられますか。

○星野説明員 LSTに乗り組んでおります船員につきましては、日本のいわゆる労働基準法でございます船員法、船員に関する基準法でございまが、これの適用はございません。したがいまして、これらの雇用条件についての監督権限はございません。これは直接米軍と日本人との間で雇用契約が結ばれて、そして行つておるわけでござります。

○渋谷委員 労働大臣、これも千二、三百人のうちらしいです。多くなりますと、日本人が同じ職場を求めるながら、一方においては日本の国内法、基準法の保護を受ける、一方はこれとは全然関係なしにアメリカの法律のもとにあつて労働をする、こういうふうな同じ国民でありながら二つの労働者の形が出てくるのですが、これはこの前いろいろお聞きしました基地内の労働者は、こ

れほどは離れておりませんけれども、若干きらいがある。労働基準法の適用あるいは労働法の適用についても、国際的な関係が生じつつあるのですね。大臣としてはこれを一体どのようにお考えでございますか。

○小平国務大臣 この前は、いまのLST乗り組み員については、日本の基準法なり船員法なりの適用がない、こういうことです。これはもちろん外国の船籍の船の関係ですから、本人自身が一定の契約を結んで、それにそういう条件のもとでそこに就業するということをおきめになる以上——なるほど、同じ日本人で日本の法律の保護を受ける者とそうでない者が生ずるという点だけを見ると、ちょっと割り切れる気持ちも情として起きますが、しかし、現在国際的に、各国どこでも同じ方式で大体やつておるようでありますから、逆に申せば、たとえばアメリカ人が日本の船籍の船に乗っている場合は、これは日本の船員法の適用を受けるのでしようし、また、船でなくてものではないでしょうか。私はそういうふうに考えております。

○淡谷委員 船といふものを領土の一つとして見

ればそのとおりなのですが、しかし、これは、外國へかかるに日本人が行くというわけにはいかないのですね。したがって、基準法やその他の問題は別としましても、労働雇用の上から見ますと、労働省を離れて雇用される数というのは、一応労働省が把握される必要があるのじゃないですか。これはそっちのほうには影響がないとしても、そういうふうに労働者を向こうへ連れていった場合に、全般的労働雇用政策の上で影響を持つてくるのじゃないですか。この点はどうですか。

○有馬政府委員 御指摘のような日本人の労働

者、LSTの場合は、いまのLST乗り組み員に少しあり、労働大臣のお答えに私は納得いかない点があるのですが、これは外国の船だから、個人がこれと契約を結んで入ることはしかたがないじやないと申しますけれども、基地労働者の場合は、やはり似ていますが、少し違うのは、一応調達なり県なりが中に入つて、この実態を確かめてやつてある。それから、何かアメリカとの間に問題が起つた場合でも、日本でさまざまあつせん調整することはできるのですね。船の場合はこれはできないのです。旅行をしているから、きょうはどこへ行くかわからない。それに対して、日本の政府が、あるいは機関が、金然タッチしないという形で一体どうなりましようか。運輸省は、そういうケースは何かございませんか。LSTの問題でこの問題を起こしたことではないですか。

○星野説明員 まず、LSTのみならず、日本の船員が外国の船舶に乗り込みたいという要請が、終戦後非常に船員が余っている時代に相当ございました。それで外國からも、日本の船員を雇いたいという申込みが相当ございました。これを

一体どう処理するかということを運輸省でいろいろ検討いたしまして、基本方針といだしましては、日本の船員が外國で非常に安い賃金で雇われて、レバーダンピングというようななぞりを免れないということは現実にある。それで、一応国際化の船員の賃金を調査いたしまして、これらに労働省の見解はどうです。

○淡谷委員 軍需物資の輸送というのは一つの戦争行為と認められます。ベトナムの戦争などの急迫に引き続いて、軍需物資の輸送というものは非常に大きな使命を持っている。これはやはり一つの軍事行動であると私は考えているのですが、運輸省の見解はどうですか。

○星野説明員 これは安定法によりますと、軍艦は適用になつておりません。LSTは単なる物資の輸送をしているものと思いますけれども、そういうもので一応認めているわけでござります。

○淡谷委員 これは運輸大臣にも一べん聞いてもらいたいところですが、かわりに、閣僚として労働大臣にもお聞き願つておきたいのですが、軍需物資の運搬ということとは、どういう軍需物資か、

第一類第七号

持つております。雇用政策の立場からいたしまして

でやつております。

○淡谷委員 そうしますと、雇用の窓口はやはり

運輸省がおなりになつてゐるのですね。

○星野説明員 日本の船員が外国の船舶に乗り組みますといふ場合には、現在の船員職業安定法に

よりまして、船員職業安定所が紹介するようになつております。

○淡谷委員 LSTの現在従事している仕事といふものはどういうものか、お確かめになりましたか。

○星野説明員 LSTの現在従事している仕事といふものはどういうものか、お確かめになりましたか。

○星野説明員 どういう高度な判断は私どもできませんで、現状ではやむを得ないかもしません。

○星野説明員 どうお考えになりますか。これはたいへん大きな問題になります。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それから労働大臣、いわば船に乗り込もうと何

しようと、やはり労働者なんです。日本の労働者

がいつの間にか外國の、しかも軍需物資の運搬をやつておる船に乗り込んで、直接的か間接的か知りませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それから労働大臣、いわば船に乗り込もうと何

ようと、やはり労働者なんです。日本の労働者

がいつの間にか外國の、しかも軍需物資の運搬をやつておる船に乗り込んで、直接的か間接的か知りませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○淡谷委員 これを御答弁ができるというから

はお尋ねしましたけれども、御答弁ができないよ

うですから、やはりあらためて運輸大臣に来ていただいて伺いたい。

○小平国務大臣 申しわけございませんが、LSTに乗り組んでおる日本人の船員が実際どういう仕事をしているのか、私も実情をよく承知いたしませんので、何とも申し上げかねるわけですが、いずれにいたしましても、日本の国柄から申しませんけれども、他の国の軍事行動をやつてゐるという事実は重大な問題であると私は思っていますが、大臣どうお考えですか。

○星野説明員 それが御答弁ができるというから

○有馬政府委員 非常にむずかしい問題ですが、職業安定法によりますと、職業選択の自由が求職者の立場において保障されることは御承知のとおりでございます。したがつて、本人が自由意思に基づいて L.S.T の乗り組み員を希望するという場合に、現在の状態で直接それをわれわれの立場で抑制する、規制するということができるとは考えられないでございます。一方求人者の場合に、米軍側が安定機関に求人をしてくるというふうなケースが出てきた場合に一体どうなるだらうか。現在のところは、これは縁故による直接募集でございますので、安定機関を通しておりませんから問題になりませんけれども、もしそういった事態が出てくればどうなるかという点については若干疑義を持っております。と申しますのは、安定法の十六条に「求人の申込」という条項がござりますが、原則的にはいかなる求人も受理しなければならぬ、こうなつております。しかし、ただし書きで、法令に違反する、あるいは労働条件が通常の場合と比べて著しく不適当であるといふような場合には受理しないことができる、こういう規定になつておりますので、いま御指摘のようないわゆる戦闘地域に入りする L.S.T の場合に生命の危険というものが当然伴うわけでございまして、この辺の危険の度合いいかんによりましては求人受理を拒否するというふうなことは当然考え方にはいかぬのじやないかという考え方を持つております。しかし、こういった求人という形で現実にまだ出てきておりませんので、この法律をそういう解釈のもとに運用した経験はいまのところございません。

は許されないでしょ、職業として見た場合は、戦争行為というものはやはり日本の憲法で禁止めていますから、戦闘行為をすることが明らかになつた上で、これが俸給がいいから、かつてなんだとすれば、傭兵になつてくるじゃないですか、ある意味では。高い給料をつけて、ひとつ軍隊といふその職業につかしてくれと言われた場合に困る。これは大臣やはり非常に大きな問題ですか、普通の職業とは別に軍事行動に携わる者は慎重にお考えを願わなければならぬと思うのです。しかもこのLSTの問題で事故が生じましたね。これは基準局長のあれかもしれません、LSTが爆破をしてけがをした事件が起りました。あれは一体どういうふうになつておりましたか。

○村上(茂)政府委員 先ほど申し上げましたように、労働基準法の適用関係については直ちにこれによつて樹立されるという関係にはなく、むしろ、先ほど運輸省のほうから答弁がございましたように協定に基づいて折衝が行なわれるよう私どもは承知いたしております。LSTの問題につきましては外務省、運輸省、それから防衛施設庁などがそれぞれ地位協定の適用関係等についていろいろ御検討なさつたようです。労働省としてはこれに直接関与いたしておりません。したがいまして、補償の問題につきましても運輸省のほうで取り扱つておるよう私ども承知いたしております。

○淡谷委員 LSTの船がドックへ入つてこれが爆破した事件があつたでしょ。あれはいろいろな点を運輸省がおやりなつたのですか。

○星野説明員 あれは修理中でございまして、船員は乗船しておりませんで、けがをしたのはドック作業員でございます。

○淡谷委員 これはどっちのほうが扱つたのです、賠償あるいは慰謝の方針などは。

○星野説明員 あれは労働基準法のことと、労働省でございます。

○村上(茂)政府委員 たいへん失礼しました。先

般の日立造船の神奈川工場における爆発災害の問題について、これは労働省の所管でございます。これは御承知のように一月二十三日に発生した事故でございまして被災労働者は死亡四名、重傷四名、軽傷一名計九名を出した事件でござります。これは通常の造船事業における災害と同性質のものでございますので、実は私どもいわゆるＳＴ乗組み員の問題とは考えておりませんで、先ほどの御答弁は、勘違いたしましてたいへん御無礼いたしました。

○淡谷委員 そこで、外国船が停泊中にこの外国船の中で日本内地の労働者が荷役その他働いた場合に生じた事故はどうちが扱うのですか。外国船という一つの他国の領土ですね、ここで働いておった日本の内地の労働者が何らかの事故を生じた場合は一体管轄はどうちになります。

○村上(茂)政府委員 御承知のように、たとえば港湾荷役の中でも、船内荷役につきましては、外国船の荷物の積み下ろしをするという例は幾らもござります。そういった場合におきましては、そういった港湾荷役の当該会社が事業場として基準法の適用を受けておるわけでありまして、それに雇用される労働者でござりますから、労働基準法の適用があり、労災保険法の適用がある、ただその作業遂行中の認定がたまたま停泊中の外国船の内部で行なわれた貨物の取り扱い作業であったということになるわけであります。

○淡谷委員 では、外国船であっても、日本の労働者が荷役などで船内で働いていた場合に起きた事故は基準局が扱えるというわけですね。

○村上(茂)政府委員 御承知のようにアメリカの船、ギリシャの船、たくさん日本の港に入つておりますから、その船舶の内部をおきまして荷役作業をやるという場合は、労働者はいわゆる業務上の状態にあるということで、災害が発生したという場合には当然労災補償の対象になるということをご存じます。

○淡谷委員 実例を一つ申し上げてお聞きしたいのですが、昭和四十年の十一月二十五日の午前十

時十分ごろに八戸市の八戸港の第一区で朝日の山号という船が入っておりました。この船船内の作業で即死した事件があります。御承知ですか。

○村上(芝)政府委員 承知いたしておりません。

○淡谷委員 これはしかし外国船の中で日本の労働者が勤いた例なんですよ。

○村上(芝)政府委員 調査したいと思います。たゞいまそういう全国で起きましたケースことごとく私ども知悉するというわけにいきません。ただいまその事件を初めて伺いましたので、さつそく調査いたしたいと思います。

○淡谷委員 基準局関係は入っていないのですね。これは非常に新しいケースとしてやはり問題にならなければならぬ問題です。こういう例はあると思う。外国船、特に軍事機密などに関係のあるような船、たとえば軍需物資を輸送する船などは基準局が入るのをいやがるのですね。日本の中港にもどんどんそうした外国が船の形でやっているので、これはやはり労働大臣、国際的な観点から十分にごらん願いませんといへんです。いま一つの例は野戦病院の問題です。これは防衛施設庁の長官にお聞きしたいと思うのですが、相模原、この間私は見てまいりましたけれども、二百五十九かなかつたベッドが千にふやされてしまいます。それから周辺の病院がことごとく野戦病院の形態をとつて、将米戦傷者を目標としておるということを言っておるわけです。ここへ入つくる傷病者は日本の防疫のあれはないので、直接立川から運ばれてくる例が多い。あるいはL.S.Tその他他の船で運ばれる例が多い。ここで患者の看護などに当たっている看護婦さんや日本人の労務者がおりますが、これはやはり防衛施設庁があつせんされているのでしょうか。

○小幡政府委員 そのとおりでございます。

○淡谷委員 この野戦病院というのは本来からいえは後方陣地じやないですか。どうなります。同じ病院ではありますが、野戦という名前がつき、戦地から直接多くの人が入ってきているわけですから、これは一つの後方陣地のようにわれわれと

るのですが、いかがでござりますか。

○小幡政府委員 私どもとしましては、日本の国内にありますところの米軍の提供施設の中で利用させておる形態で、後方陣地とは考えておりません。

○淡谷委員 これは幸いベトナムが大きくなればいいのですが、どんどん大きくなつていつたら文字どおり後方収容施設になると思うのです。これは軍需物資を運搬する船にまで自由に乗り組ませておる現状ですから、病人くらい収容するのがあまりまことに考えられておるかもしれないが、やはり軍事か軍事でないかという問題は今後の労働条件にとつて非常に大きな意味を持つてくる。ここに勤務しております日本人の看護婦その他の方々は何人くらいおりますか。

○小幡政府委員 現在ジョンソン飛行場、キャンプ朝霞、米軍医療センター、岸根兵舎地区その他を含めまして要求されておりますのは五百五十八名でございますが、それに対しまして新採用とか配置転換とか合わせまして現在従業しております従業員は三百六十名でございます。看護婦のほうは三名しかおりません。

○淡谷委員 これも施設局知らぬうちに入つておる人がいるのではないか、私が見ただけでも三名ではなかつたのですが……。

○小幡政府委員 私のことばが足りませんでしたが、配置転換で、現在雇用しておるのは立川から行つた例はあると思います。新規に採用した者は三名でございます。先生がごらんになりましたのは新規採用以外の分が若干おつたかと思います。

○淡谷委員 これはいろいろな問題を生じた場合に基準局で扱いますか、防衛施設局が米軍との間で扱いますか、どちらですか。

○小幡政府委員 これは地位協定に基づきまして基本労務契約を結んでおりまして私のほうで扱うことになります。

○淡谷委員 防衛施設局として結んでおります米軍に提供しておる労務者の数はどのくらいあるのですか。

○小幡政府委員 契約別に申しますと、いわゆる基本労務契約という関係で雇用しておりますのが約四万、それからP.Xとか諸機関、ああいう関係で雇用しております者が約一万、それから船員契約これが二百三十名余りでございますから、合わせまして五万名くらい現在提供しております。

○淡谷委員 労働大臣、今度の雇用対策法をつくろ構想の中に、こういう国際的に相当入り乱れております日本の労働関係を何とか整理しよう、あるいはこの条件を取り入れてやろうという構想が入つておりますかおりませんか。つまり雇用状況その他にもこういう労働省以外の雇用関係が勘定に入つておるかどうか。

○有馬政府委員 いま御指摘のような約五万名のほる駐留軍関係の労働者がございますが、こればかり御承知のように十数万おつたわけでございますので、この労働者の雇用の変動についてはわれわれ重大な关心を持って、この雇用対策の立案から、雇用の動向なりあるいは必要な離職者対策なりいろいろな角度で今後検討、施策を樹立してまいりたいと考えますが、その他の場合においては数において現在のところそつたいてのぼつておりませんので、先ほどのような外國労働力の出入りの問題が今後大きくふえてまいりますならば、当然またそれに対応して見通しと対策を樹立する、こういう関係に相なると思います。

○淡谷委員 この構想の中には入つてなかつたといふ御答弁と受け取ります。つまり防衛施設局などでやつております従来慣習のあるものは入つておるけれども、たとえばL.S.Tとかその他の韓国の保稅加工からくる影響、こういうものはあまり考慮されていないように受け取りましたが、そうですが。

○有馬政府委員 現状の規模程度であればL.S.Tの乗り組み員がせいぜい千二、三百でありますので、この雇用対策基本計画にいう雇用の動向に影響を持つようなウエートは持つていません。

○淡谷委員 将來重要な段階になるようですが、ならぬようですか。見通しの問題ですからね。きようすよければそれでいいというもののじやないで、雇用対策というものは、冒頭申し上げましたとおり、遠い見通しを持たなければならない問題です。将来雇用問題の世界的な関連、国際的な影響が非常に大きくなると思うのですが、これは見通しとしてはどう思われるのですか。

○有馬政府委員 軍需に基づく雇用の大きな変動というものは一応私どもは考えておらないのですが、一般の産業に必要な外國労働力の出入りの問題、それは先ほど御指摘のありましたような委託加工あるいは資本の進出というふうな問題を含めて、わが国の雇用市場にいろいろな影響を持つてくる問題でございますので、これについても、今後の雇用対策樹立にあたっては重大な関心を払つてまいりたい、かように考えております。

冒頭に申し上げましたように、軍需関係について対策法がいろいろな予定をしているということは全然ございませんので、誤解をいたかないようお願いいたしたいと思います。

○淡谷委員 それを予定されたんじやたいへんなことになりますけれども、ただ、予定と実際の形はかなり違つたものが出てくるのじゃないかということを私は心配するのです。さつきの御答弁のように、軍需輸送に携わる者は職業を求める自由だというふうにお考えになり、また運輸省がお答えになつているとおり、直接外國船と契約をして乗り組む者は、L.S.Tのよな軍需物資を運搬するようなものではこれはしかたがなからうといふような見解に立つならば、非常に急迫した段階ですか。

○有馬政府委員 現状の規模程度であればL.S.Tの乗り組み員がせいぜい千二、三百でありますので、この雇用対策基本計画にいう雇用の動向に影響を持つようなウエートは持つていません。

○淡谷委員 いや、義勇兵の募集といふことがになっていいるとおり、直接外國船と契約をして乗組む者は、L.S.Tのよな軍需物資を運搬するものではありません。その点はどう考えるのです。これはL.S.Tの問題に限つて言いますが……。

○有馬政府委員 義勇兵の御指摘がございましたが、安定期はあくまで、法律の目的として「工業その他の産業に必要な」云々、あるいは「経済の興隆に寄与する」ということを規定してありますので、義勇兵の募集に奉仕するというつもりは毛頭ございません。

○淡谷委員 いや、義勇兵の募集といふことがになっていいるとおり、直接外國船と契約をして乗組む者は、L.S.Tのよな軍需物資を運搬するものではありません。その点はどう考えるのです。さつきの話では、L.S.Tの乗り組み員が二倍の賃金をもらつてしているのですから、黙つて船に高給をかけた労働者を雇用して、それが日本の労働法を離れ、基準局の監督を離れるわけですから、向こう

の都合で何の仕事をさせようとかつてだといふ。それで、戦争へでも引っぱり出された場合があり得るのじやないですか、いまの論法をもつていえ。突破口を開いた以上はそこまで吸い込まれる。これは極端な言い方かもしませんが、そこまでやはり考えておく必要があると思う。野戦病院の問題もそうです。これは、われわれが言ふだけです。そこは思わないというかもしませんが、たとえば相模原その他の野戦病院なども、もし報復爆撃でも加わった場合にはこれは完全な戦場ですよ。そこで働いているのはあそこの看護婦さん、労働者だ。あるいは日本全体がそうなるかもしれません、非常にその点がはっきりしない。そこまでいきますと、これはなかなか問題の解決は進まないかもしれません。L.S.T.だけに限ってみてこれを軍事行動と見るかどうかということをはつきりしておきませんと、これは拡大解釈でどこまで引きずり込まれるかわからぬという心配がある。その点はいかがです。

○星野説明員 われわれの現在判断しております。これは一般商船と同じような単なる輸送業務に従事しているというふうに判断をしておりま

す。これは少しこじつけじゃないですか。軍需物資を運搬する船だと認識しているのであります。そのときでも爆沈されているじゃないですか。軍需物資を運搬する船は、この前の戦争のときでも爆沈されています。軍需品の運搬は戦闘行為と見られているじゃないか。これはあなたには無理でしよう。これは、いずれあらためて大臣において願つて確かめておきたいと思う、重大な問題ですから。そこで、このことをいつまで議論してもなかなか労働大臣では的確なお話をできかねるので、次回にあらためて触れます。

ただ、雇用対策法で問題になりますのは、やは

り十分に仕事につける人たち、あるいは職業の選

択の自由のある人たちはあまり問題にならぬと思

うのです。失業者あるいは失業のボーダーライン

にある者が一番問題になると思うのです。せめて

この問題は、役所関係だけでもます調整しておき

たいのですが、これは林野庁の問題が出てきます

けれども、定員外の労働者の問題です。通年雇用

のできない労働者の問題です。これをひとつ林野

庁長官から——実はこの内容を知っていますか

ら、ほんとうに正直に林野庁の長官がこういう点

は困るのだといふことを訴えていただきたいので

す。私どもは陳情を受けたいのです。困つて

いることがたくさんあるでしよう。通年雇用はできな

いという事情もあるだろうし、通年雇用するには

どういう路線があるということはわかるのじやな

いですか。私は知つています。知つてありますの

で、くどくは質問を申し上げませんから、林野

庁長官から実際こういう点は困つてているというこ

とを率直に訴えていただきますと、ここに労働大

臣もおられますから——おそらくこれは農林大臣

だけでは解決がつかず、いろいろ骨を折つていた

だかなければならぬと思うのです。その点は多少

知つてお話を頼みたいと思います。

○田中(重)政府委員 ただいまお話しの問題は、

国有林野事業に従事する定期作業員の問題かと存

じます。定期作業員は御承知のとおりに、六ヶ月

以上一年未満の雇用契約をもつて国有林野事業に

従事している作業員でございますが、林業経営の

特殊性から申しまして、その作業が季節に支配を

されるという点がきわめて大きな特長でございま

す。植えたりあるいは切つて出したりという仕事

がそれぞれ季節に左右される。申しますでもなく、

木を植える、あるいは植えた木に対して下刈りを

する、これはそれぞれの作業の適期というものが

ござります。それから、一方、切つて出す場合に

木を植える、あるいは植えた木に対して下刈りを

する、これはそれを

行なう、これが

ござります。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、この定期作業員の雇用をできるだけ通

年化してまいるためには、その前提として仕事が

続続して行なわれる必要がございまして、そういう

意味から先般参議院の農林水産委員会で

も農林大臣から、直用事業を原則として、そ

う前提で雇用の安定に努力をしたいという意味の

態度表明を行なつたわけでございます。

ところで、その仕事を続けてまいるというた

めには、造林と、切つて出す仕事をできるだけつ

ないということによって事業をまず継続させていく

くふうが必要でございます。それで、たとえば高

いふうが必要でございます。それから、たとえば高

いふうが必要でございます。それから、

なぐということに非常に無理が出てまいります。と申しますのは、仕事の量が一定いたしておりますから、そこで簡単に申しますと、現在の定期作業員をかりにそのまま年間を通じて雇用したとした場合には、その伐採量を異常に増大をしなければ、かりに技術的に仕事がつながれても雇用を消化し得ないという問題が出てくるわけでござります。ところが、伐採量につきましては年々若干ずつふえておりますけれども、これは長期にわたった計画をもって木を切り、そのあとへ植える、これが国土の保全・治山治水上も必要なことでござりますし、国の木材需給の観点からいいましても、計画性をもって伐採しなければならないことはいうまでもないことでございますから、そこで現在の定期作業員全部をつなぐための仕事の拡大ということはきわめて困難であろうというふうな問題もございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、いわゆるこま切れ雇用、いわゆる不安定雇用、これはたてまえとして解消しなければならない。この雇用対策法案の示している趣旨にも、国の措置として、そういう不安定雇用の解消につとめるよう、そのたてまえを表明しております以上、私どもいたしましても、労働者の立場からいいまして、できるだけ安定した雇用を持っていくという熱意を持つていいわけでございますが、いま申し上げましたように、国有林野事業の特殊性からいいまして、直ちに具体的な雇用安定の結論を出し得ない状態でいるわけでございます。しかし、現在鋭意その対策を練っているというのが実情でございます。

○淡谷委員 これは林野庁長官と一緒に労働大臣にもお聞き願いたいのですが、農村における農民の生活の形といふものは、だんだん労働者化してきている。したがって、いま長官のおっしゃったような、最初は農閑期に手間をとるために山で働きたいという観念では通用いたしません。ほとんど専門的な山林労働者としての形が出てきたわけであります。そして、これは山林労働者に限らず、農家自

なぐということに非常に無理が出てまいります。と申しますのは、仕事の量が一定いたしておりますから、そこで簡単に申しますと、現在の定期作業員をかりにそのまま年間を通じて雇用したとした場合には、その伐採量を異常に増大をしなければ、かりに技術的に仕事がつながれても雇用を消化し得ないという問題が出てくるわけでござります。ところが、伐採量につきましては年々若干ずつふえておりますけれども、これは長期にわたった計画をもって木を切り、そのあとへ植える、これが国土の保全・治山治水上も必要なことでござりますし、国の木材需給の観点からいいましても、計画性をもって伐採しなければならないことはいうまでもないことでございますから、そこで現在の定期作業員全部をつなぐための仕事の拡大ということはきわめて困難であろうというふうな問題もございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、いわゆるこま切れ雇用、いわゆる不安定雇用、これはたてまえとして解消しなければならない。

この雇用対策法案の示している趣旨にも、

国が措

置として、

そういう

不安定雇用の解消につとめる

よう

に、

そのたてまえを表明しております以上、

私どもいたしましても、労働者の立場からいいまして、できるだけ安定した雇用を持っていくという熱意を持つていいわけでござりますが、いま申し上げましたように、国有林野事業の特殊性からいいまして、直ちに具体的な雇用安定の結論を出し得ない状態でいるわけでございます。しかし、現在鋭意その対策を練っているのが実情でございます。

○淡谷委員 これは林野庁長官と一緒に労働大臣

にもお聞き願いたいのですが、農村における農民

の生活の形といふものは、だんだん労働者化して

きている。したがって、いま長官のおっしゃった

ような、最初は農閑期に手間をとるために山で働

きたいという観念では通用いたしません。ほとん

ど専門的な山林労働者としての形が出てきたわけであります。そして、これは山林労働者に限らず、農家自

なぐということに非常に無理が出てまいります。

なぐMERCHANTABILITY

なぐ

昭和四十一年六月六日印刷

昭和四十一年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局